

改正後

移住前10年間のうち、通算5年（うち直近連続1年）以上 東京23区在住又は東京圏在住で23区通勤の方

改正後の要件が適用になるが、転入予定の市町村に必ず事前にご確認ください。

福島県 への移住

※移住先は移住支援金事業の
実施市町村に限ります

福島県就職マッチングサイト



<https://www.f-turn.jp/>

に掲載されている

対象求人に応募&就職



又は

福島県の起業支援事業により、
起業支援金の交付決定を受ける

※2019年度募集は終了しました

移住支援金を支給します！

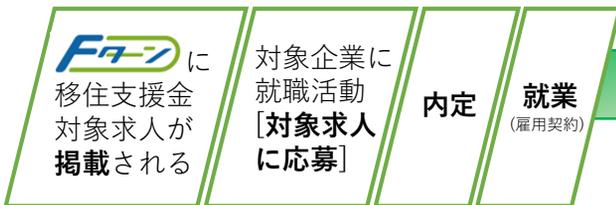
単身世帯は60万円、2名以上の世帯は100万円

※起業支援金は最大200万円がプラス

移住支援金支給までの流れ

【対象者】移住（住民票異動）直前の10年間のうち、通算5年（うち直近連続して1年）以上、
東京23区に在住 又は 東京圏から東京23区に通勤していたこと

■ 就業の場合



移住先の市町村へ事前相談
※就業・起業いずれの場合も必ず行ってください

移住 [住民票異動]

■ 起業の場合



届出

就業後3ヶ月以上経過

※移住と就業、
両方の要件を満たす
必要があります。

申請

移住先の市町村へ
移住支援金
本申請手続

移住先の市町村から移住支援金を支給

移住先の市町村へ
移住支援金
届出
(仮申請)
手続

移住後3ヶ月以上経過

移住後1年以内

移住元
等の支給要件の
確認

交付決定後1年以内

※移住と起業支援事業の
交付決定、両方の要件を
満たす必要があります。
※移住日と交付決定日、
いずれか早いほうから
1年以内に申請してください。

詳しい要件は裏面をチェック！

お問合せ先

- ◆移住支援金に関すること・・・福島県地域振興課 ☎ 024-521-8023
- ◆Fターンサイトや移住支援金対象求人に関すること・・・福島県雇用労政課 ☎ 024-521-7290
- ◆起業支援金に関すること・・・福島県産業創出課 ☎ 024-521-7283

移住支援金 受給要件チェックリスト



次のⅠ～Ⅳの要件をすべて満たす場合、移住支援金の受給対象となる可能性があります。
まずは必ず、移住（検討）先の市町村にお問合せください。
なお、移住支援金の支給を行わない市町村もありますのでご注意ください。

Ⅰ 移住元の要件

改正後

改正後の要件が適用になるか、転入予定の市町村に必ず事前にご確認ください。

次のA及びBのいずれにも当てはまること

A：住民票異動直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（※1）に在住し東京23区に通勤していたこと

B：住民票異動の直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し東京23区に通勤していたこと

※1 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県のこと。ただし条件不利地域を除きます。

Ⅱ 移住先の要件

次の①～③のいずれも当てはまること

① 県内市町村（※2）に、当該市町村が規定する支給対象移住日の始期（※3）以降に、住民票の異動を伴い転入すること

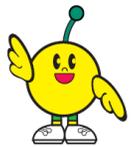
※2 移住支援事業を実施しない市町村に転入した場合は、移住支援金の支給対象になりません。

※3 市町村により、始期が異なる場合があります。

② 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること

③ 転入した市町村に5年以上継続して居住する意があること

移住支援事業の実施有無や対象となる移住日の始期について、なるべく早めに移住（検討）先の市町村に問い合わせましょう。



Ⅲ 就業/起業の要件

次のA<就業>またはB<起業>のいずれかに当てはまること

A：就業の要件（①②のどちらも満たす必要があります）

① 福島県の就職マッチングサイト「Fターン」または他の道府県における同様のマッチングサイトに、移住支援金の対象として掲載された求人情報に応募（※4）し新規で採用されること

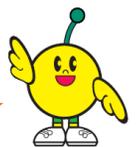
※4 「Fターン」または他の道府県における同様のマッチングサイトに求人情報が掲載された日以降に応募する必要があります。

② 求人企業に5年以上継続して勤務する意があること

B：起業の要件

移住支援金の申請日以前の1年以内に、福島県起業支援事業に係る起業支援金（地域課題解決型起業支援事業補助金）の交付決定を受けていること

移住支援金申請の流れは表面をチェック！就業の場合は、3か月以上勤務ののちに申請可能となります。



Ⅳ その他の要件

次の①②のいずれも当てはまること

① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

② 日本人または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

次の場合には、支給した移住支援金の返還対象となる場合があります！

■全額返還

- ・虚偽申請またはその他不正手段により、移住支援金の支給を受けた場合
- ・移住支援金申請日から3年未満の間に、移住支援金を受給した市町村から転出した場合
- ・[就業]1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ・[起業]交付決定を取り消された場合

■半額返還

- ・移住支援金申請日から3年以上5年以内に、移住支援金を受給した市町村から転出した場合

より詳しい受給要件等については、福島県のウェブサイトでご確認ください。

【福島県】わくわく地方生活実現政策パッケージ「移住支援事業」の実施について

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/iju.html>

